

都市型漁業集落における水辺の空間構造と利用形態に関する研究 ～横浜市子安浜を対象として～

A Study on the Spaces and Activities on Waterside in Urban Fishing Village
A Case Study on KOYASUHAMA in YOKOHAMA

76170 山田 渚

This study focuses on the historical fishing village, KOYASUHAMA to show the relationship between special features of waterside and activities which are using these features.

The fishermen in KOYASUHAMA once abandoned their fishing rights because of the reclamation on their fishery in Tokyo bay. But they begun fishery with limited fishing method again, and they build their own workspaces by their new type communities which are based on the primary community, with no help from administration. So this suggests the features of spaces in minimum need and the way of special planning by community.

0章 序論

0-1 研究の背景

近年、都市の水域においても、穏やかな内水面を活かしたカヌーやレガッタなどのレクリエーション活動が見られ、行政もその景観的な価値だけでなくレクリエーションの場としての可能性を見直し始めている。しかし水辺の公共性と施設整備のバランスについて基準が不明確で議論となっている。

一方、都市においては狭い水域を共同体の中で占有しながら活用してきた例として都市型漁業集落が存在する。特に今回対象とする横浜市子安浜は、現在も居住地と近接して形成された船溜りを保ち、自ら整備を重ねてその生業を続けている非常に稀な地区である。

0-2 研究の目的

以上のような研究背景のもと、本研究は横浜市子安浜を対象地とし、①水辺の空間構造の特異性と利用形態の多様性の実態と、それらの変化の過程を把握し、②漁業という生業の中で培われてきた独自の空間の共有のあり方について明らかにすることを目的とする。

0-3 既往研究と本研究の位置づけ

水辺の占用利用に関しては浮体施設の整備事例をもとに横内らによる一連の論文¹で整理されている。都市型漁業集落については、菅ら²が大都市近郊の漁業地区を立地条件や地区形態、漁業形態、周辺環境などによって分類している。漁村の空間構造に関するものとしては、岡田³が千葉県浦安を対象に、特有の外部空間が地域のコミュニティに与える影響について論じている。子安浜に関しては、東京理科大学（当時）大月敏雄准教授と学生ら⁴により基礎的・悉皆的調査報告が成されており、特にその変容過程、沿岸部の変遷と空間利用、社会組織の活動について論じられている。また、武田ら⁵は社会学的見地から子安浜のコミュニティの特性に着目し、災害発生時の潜在的リスクについて研究している。本研究はこれらの基礎的報告を参考にしながら、背景のような問題意識のもと、子安浜の水辺の空間と利用の関係性に着目し、より詳細な調査・考察を行っている点で新しく、オリジナリティがある。

0-4 論文の構成（図1）

第1章では都市の水辺の現状を概観し、子安浜を研究対象地とする意義を明確にする。第2章では子安浜の歴史・コミュニティなどの概要に触れる。第3章では子安浜の水辺が砂浜から現在の姿に至るまでを追う。第4章ではその結果できた現在の水辺の空間について7つの要素に分けて説明する。第5章は過去と現在における人々の沿岸部の利用について考察する。第6章では第3～5章を総括し、水辺の空間構造と利用形態との関係性について分析する。第7章では空間の所有関係について事例を通して分析する。第8章は結章であり、ここで各章の小結をまとめて述べるとともに、子安浜の評価とそこから得られる知見について述べる。

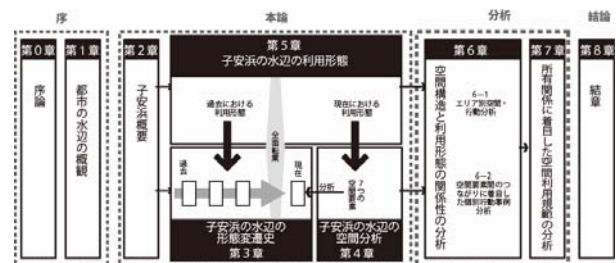


図1 論文の構成

0-5 研究の方法

本研究は主に、文献調査、ヒアリング調査、行動マッピング調査、設え調査を基に分析を行う。

0-6 用語の定義（図2）

海岸線の水域と陸域をまたぐ領域、子安浜では浜通りから海までを「水辺・沿岸部・浜」とする。

子安浜のある入江川第二派川は実質的に川ではなく「海」とする。

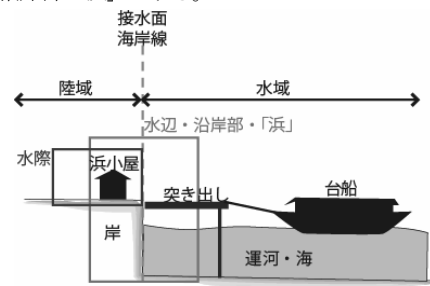


図2 用語の定義

第1章 都市の水辺の概観

1-1 都市の内湾における水面利用の動き

平成20年7月に行われた「第1回 水辺空間の有効利用によるみなとの魅力向上促進に関する研究会（国土交通省港湾局）」の開催趣旨文にあるように、近年都市の水辺では、従来からの親水空間整備の取組に加え、カヌーやレガッタなどの水域自体をフィールドとする活動や、「…民間事業者が水域を利用して浮体構造の施設を整備したり、水域をより積極的に活用するため係留施設と一体となった開発を行ったりするなど」新たな取組が試みられるようになってきている。

こうした動きに対し、東京都港湾局では平成17年度より「運河ルネッサンス（事業）」を実施。町会・商店会・企業等が協議会を設置し指定を受けることで、水域占用許可の規制緩和や、運河沿い遊歩道や防災船着場の貸与を受けることができるとしている。国土交通省港湾局でも、運河を核とした魅力ある地域づくりへの取り組みを国が事業計画・予算配分等により支援する制度として「運河の魅力再発見プロジェクト」を実施し、平成20年までに計10のプロジェクトが認定を受けている。これらの行政の新たな取組の本質は、いずれも従来認められていない水辺占有を例外的に認める規制緩和にある。その基準としては、前述の研究会においても、水辺利用の推進に際し「公共的な利用を前提とする公有水面や公共施設の管理・利用のあり方を見直し、より使いやすい方策を検討する」としているが、この「公共性」の基準は各管理自治体の内部規定によるため実質自治体の裁量に委ねられており、明確な統一的基準が確立していないのが現状である。

1-2 都市の水域での船の係留（図3）

行き過ぎた水辺占有の例として、放置艇や不法係留がある。これらは船の航行障害や沈艇からの油漏れなどの問題となる。平成18年度の国土交通省の調査によると、全国で約11万隻以上の放置艇が確認されている。横浜市内においては平成7年に「横浜市船舶の放置防止に関する条例」を制定し、同年1月時点で約210



図3横浜市における船の係留の現状

0隻あった不法係留ボートは条例施行直後に約1600隻まで急減したというものの、それ以降減少せず、現在でも川沿いに放置艇が確認できる。この理由としては放置艇の受け皿となる係留・保管施設の不足があるほか、係留施設と活用する場の乖離による利便性の悪さなどが考えられる。

1-3 都市型漁業集落の実態の概観

既往研究によると、都市型漁業集落は市街化の進行により、「核家族化、高密度混住化、地先埋立て、工場立地」など、外部的要因による変化の圧力を受け続け、近郊に漁港が整備されるものもある一方、集落が内陸に取り残され水辺との接点を失ったり、分散・孤立して消滅していつている。その中、子安浜（子安浜・西神子安浜漁協）は特定の漁港を持たず集落に近接して船溜りを形成する都市型漁業集落の原型を保つタイプとして分類される。



図4子安浜の集落に近接して並行する船溜り（航空写真）

第2章 子安浜概要

2-1 子安浜の周辺環境（図5）

子安浜は横浜市の東部、神奈川区の浦島町・子安通1丁目をまたぎ、旧東海道の国道15号を北縁に、入江川第2派川を南縁にする東西に0.7kmに渡る細長い形をした地区である。横浜港に面するが、京浜工業地帯の裏側の運河の奥まった水域に船溜りを形成する。地区からは子安駅、大口駅などが徒歩圏にあり、子安駅からは京浜急行線で横浜駅まで5分強、品川へは30分弱など、大変交通の便がよい。



図5子安浜の周辺図

2-2 子安浜の歴史概略

子安浜は弘安6（1284）年には、日釣・夜釣の漁業が沿岸行われていたとされ、江戸時代には幕府お抱えの漁師村（御菜ヶ浦八カ村）の1つ（新宿村）であったと考えられるなど、歴史ある漁師町と言える。明治末期には小型底引きで捕ったシャコを茹でて殻を剥いて出荷する「むきじゃこ」が考案され、子安浜の名物となる。しかし、明治以降の工業化に伴い、昭和2年には浅野総一郎による450haにも及ぶ埋立造成が竣工するなど、埋立による漁場の喪失と昭和30年代の公害による魚の減少により不漁に陥る。結果、昭和46年に子安浜漁協・西神子安浜漁協は市の全面補償を受け漁業権を放棄し、子安浜の漁業は実質消滅した。しかしその後昭和50年代後半に入ると、アナゴ延縄漁などの漁業権を必要としない自由漁業による新たな漁業者が現れる。こうした漁業者は他の地区から来た者もいるが、地区内の元漁師の息子が多い。他の海の職業としてはつり船や屋形船などを始める者もいた。

2-3 子安浜のコミュニティ（図6）

子安浜の地縁組織はわずか東西約700mの間に5つの町内

会、2つの町(学区)、3つの浜、2つの部落など幾重もの複雑な境界線が重なり、複雑なコミュニティを築いている。特に、小学校の学区と重なる東西の部落の境界は地区内コミュニティに大きく影響しており、明治36年に子安浜に子安浜漁業組合が設立するも、東西で別の共同販売所をもつなど実質上分別しており、昭和16年には意見の対立から子安浜漁業協同組合と西子安浜漁業協同組合に分裂し、転業まで至った。



図6子安浜に重層するコミュニティ境界

2-4 子安浜の課題

子安浜は明治14年の実測図の地割をほぼ変わらず残し、狭い区画と家屋が密集しているため災害時避難の困難や次世代の転出による高齢化が問題となっている。

第3章 子安浜の水辺の形態変遷史(図7)

3-1 ~江戸時代：遠浅の浜

子安浜は元は遠浅の砂浜であった。船は浜から離れた沖に泊め、海中を歩いて船に乗るか小船で漁船まで行った。台風時や海が荒れる時は、沖に大錨を投げて船を守ったという⁷⁾。

3-2 子安地先の埋立と補償：浜の消失と護岸整備

子安浜の沿岸部の変化は明治37年の守屋此助による子安の地先の海面約15万坪の埋立計画にはじまる。地先の専管漁業権を失うことになる子安浜漁協は補償はもらえないから船着場をつくること、埋立は浜辺から42間沖(濶幅40間)にすることなどを条件とする。その後濶幅32間半で交渉は妥結し埋立は大正元年に竣工する。約束の船着場整備に関しては昭和4年の海岸道路造成にあたって着工され、これに先立つ市と漁協の協議で護岸に漁船を繋留する環を1間に1箇位の割合でつけること(大正13年)、二間一尺の網干場を無償貸与・船溜りの占有使用(昭和3年)などが条件とされた。

3-3 戦後の港湾工業都市化と埋立ブーム：

補償としての沿岸部の分配

戦後の特需ブームの中、横浜市は政府の「復興緊急整備三ヵ年計画」に同調し、「港湾工業都市の基盤建設計画」を打ち出すと、戦前に造成された埋立地だけでは足りず臨海工業地帯の埋立造成と漁業補償問題が次々と起きていった。中でも昭和28年に計画された大黒町地先埋立計画では共同漁業権をもつ子安浜の両漁協は、昭和33年に補償金の他に協力感謝料として市有地譲渡の土地代二百五十万円を受け取り、その一部で子安浜護岸の網干場六百坪を市から買い取り漁具倉庫などに使用した。この頃より浜小屋が一度に増える。

昭和44年には市より買い受けた他の土地の売却と代金の配分に合わせ沿岸部の土地を船主に均等に配分した。この際、西浜・浦島町の土地については、当時の西神子安浜漁協組合により県の補助を受けて共同でRC造の漁具倉庫が造られ、均等な間口の区画を組合員に配分された。

3-4 転業後：自由漁業者の出現と沿岸部の個別整備

昭和46年の全面転業直後、入江川に停まっていた漁船は全て処分された。昭和51年度の時点で、転業率は97.4%に達している⁸⁾。これにより本来の機能を失った浜小屋などは車庫に、揚場は駐車場などに転用されるようになる。しかしその後昭和50年代後半に新たな漁業者が現れると、漁業作業場を求めて、浜小屋のさらに海側に突き出しを自ら整備し、浮き桟橋代わりに台船を置くようになった。こうして現在の姿に至る。

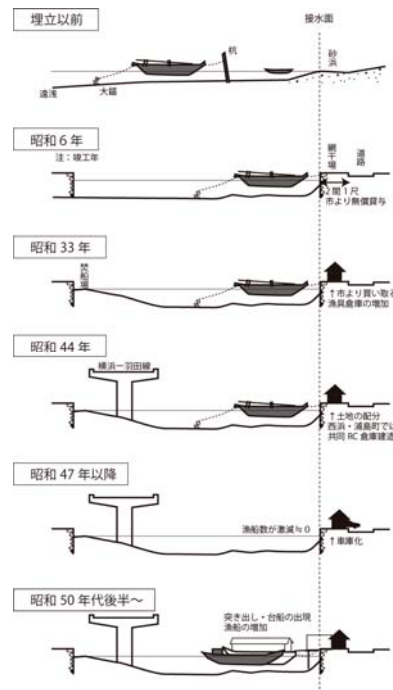


図7子安浜の沿岸部の変遷概要図(断面図)

第4章 子安浜の水辺の空間分析

4-1 水辺空間の7つの空間構成要素(図8)

子安浜の沿岸部に共通してその空間を構成する要素として、その形状や空間形成史から、以下の7つの要素に分解することができる。

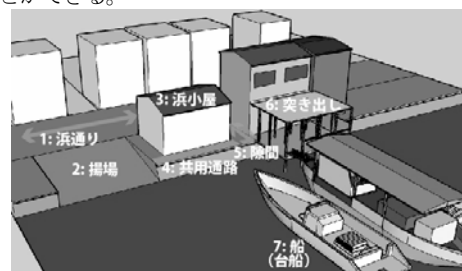


図8子安浜の水辺の7つの空間構成要素

4-2 各空間要素の成立理由と現状の把握（理由／現状）

- 浜通り：護岸の整備とともに誕生／海岸線に沿って湾曲・地区内では幅5m程度を保ったまま均一
- 揚場：魚やガンガラ（鉄くず）を揚げるために整備／スベリ（斜面）を残すもの他、駐車場になっているものも有る
- 浜小屋：漁具置場、網干場として整備／東側は戸建て木造、住居のものもある。車庫とするため増築したものもある。西側は共同RC造、車庫とするため浜通り側だけでなく海側も壁を取り払ったものもある
- 共用通路：船を直接着岸させ、乗り降りするために整備／浜小屋の車庫部分の拡張により幅が狭まっている箇所がある
- 隙間：海と浜通りとを結ぶ通路として整備／戸建ての間は建替えにより狭まる。RC内のものは現在もそのまま残る
- 突き出し：新たな漁業者の作業場として個人的に整備された／棧橋状のもの、立ち入り可能不可能、屋根の有無など様々な形態がある。共用通路、揚場、隙間などからアクセスする
- 船：現在100杯以上停泊。現在は35杯ほどが現役で使用。半分は台船と呼ばれる、常時係留させ、物置や作業場として使用されている船。漁船・台船ともに東側の方が多い

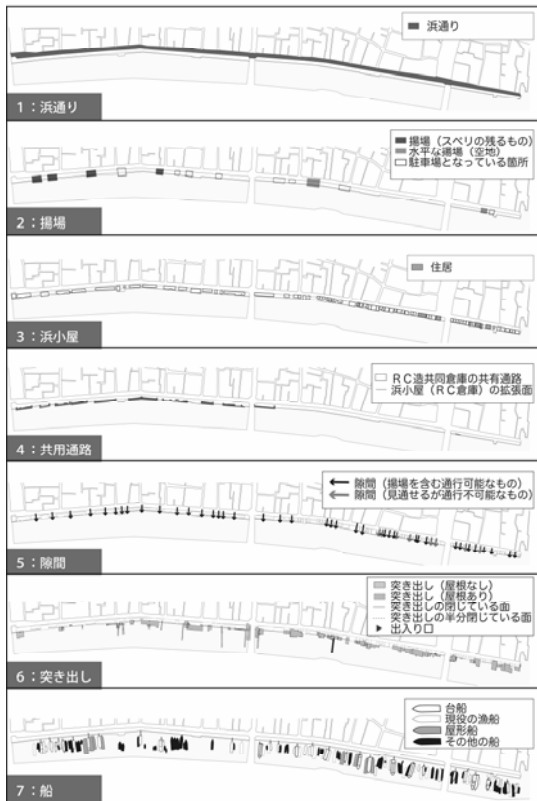


図9 各空間要素の場所ごとの分布や違い

また、各空間要素の場所ごとの分布や設えの違いを重ね合わせると、おおよそ4つのエリアに分けることができる。



図10 4つのエリア分け

第5章 子安浜の水辺の利用形態

5-1 転業前における子安浜の人々の水辺利用

転業前は、浜通り・揚場・浜小屋・共用通路・隙間・船の6要素は、主に漁業という目的のために使用されており、シャコ漁の水揚げの例に見られるような一連の行動の中でつながっていた。

- シャコ漁の水揚げ：妻や子供は浜小屋や揚場の茹で釜でお湯を沸かして待つ→船は各人の浜小屋の前に着け、共用通路から直接浜小屋に水揚げ→揚げられたシャコはすぐさま用意された茹で釜で茹でられ→茹で上がったシャコは、隙間などを通して各人の自宅前などやりやすい位置に移動→家族総出でパック詰め→浜通りを通して組合に出荷

5-2 現在における子安浜の人々の水辺利用（図11）

行動マッピング調査（1月3日の午前7時台から午後4時台までの計10回実施。子安浜の東端から出発し、西端に到着するおよそ700mのコースを、毎回同じ方向から1時間に1度のペースで移動しながら観測された行動を記録）により、現在各要素で観測される行動の傾向を把握しヒアリングで補った。その結果は転業前との比較で以下のようにまとめられる。

- 機能の継続する利用：浜通りでは転業前同様多様な行動が見られるが、交通行動に偏重している。隙間では整備当初同様海と浜通りを結ぶ通路として機能している。
- 場の読み替えにより機能を変化させた利用：ほどよい大きさの揚場や建物を背にした海への眺望のよい共用通路は地域のお年寄りの日向ぼっこや立ち話の場として機能している。
- 新たな利用：突き出しや台船などは転業後に新たに出演し、漁業作業の場として利用されている。

7つの要素	転業前の利用行動	転業後の利用行動
浜通り	・漁業作業（網やロープの扱い） ・子供の遊び 複合用途	・交通がメイン ・子供の遊び（わがや-4など） 複合用途
揚場	・ガンガラの揚場 ・漁業の揚場 ・造船所の船下ろし場	・駐車場の乗り降り ・日向ぼっこ ・生物漁り
浜小屋	・道具置場 ・網干し場 ・漁業作業（シャコ茹で・貝剥き） 複合用途	・車庫 ・住居 単用途
共用通路	・漁船が帰るのを待つ ・揚げ降りし ・焚き火（15年ほど前まで続く）	・海を覗く ・日向ぼっこ ・立ち話 ・突き出し・船への通路
隙間	・水揚げした魚を運ぶ通路 漁業作業で利用	・突き出しへの通路
突き出し	-	・漁業作業場 ・情報交換（作戦会議） 新用途・たまり場
船	漁の道具	・漁業作業場（漁船・台船） ・物置（台船） 新用途・積載置場（台船） 漁業作業で利用
その他	海：泳ぐ・船遊び・生物漁り 浜の空地：賭け事	-
	・浜中の至る場所で漁業作業 ・家族みなどで利用	・浜通りの交通がメイン ・小屋の中での単一目的の行動 ・突き出しや台船の特定された人とその周辺の人々による利用

図11 転業前後における利用形態の変化のまとめ

第6章 空間構造と利用形態の関係性の分析

6-1 エリア別空間・行動分析(図12)

第4章で分かれたエリア別に、各空間要素の特徴と観測された行動の特性を比較し、分析する。

- エリア1：スベリの残る揚場が多く海への開放感があるためか、浜通りにおいて犬の散歩やウォーキングといった外来者の行動が目立った。当初の幅を残す共有通路へは、RC倉庫間の広い隙間から外部の者でも入りやすく、共有通路の入り口近辺での海を眺める行動が見られた。
- エリア2：水平で駐車場になっているものが多い揚場では、海の様子をちらっと見る姿が、浜小屋の増築により幅が狭まるがところどころRC倉庫の壁が取り払われ浜通りから視界がつながる共有通路では、おじいさんが椅子に座ってじっくりと日向ぼっこをする姿が見られた。
- エリア3：浜小屋の所有者と異なる所有者が突き出しをもつことが多く、浜小屋と空間として独立している突き出しが多い。漁業者を中心に数人がストーブなどを囲みそこでじっくり会話をするといった行動が見られる。会話の時間も長く、気心の知れた人どうしであると考えられる。
- エリア4：建て詰まっているため大きな空地が極めて少なく、代わりに復員の広い直交街路や浜通りでキャッチボールなど子供の遊ぶ姿がよく見られる。浜小屋は住居になっているものも多く、突き出しや台船も住居の使用者(住民)が使用しており、浜小屋と突き出し・台船が連続した空間として使用されている。そのため、突き出しで観測された行動も漁業者だけでなく、座って海を眺めながらタバコを吸うといったような、個人の休憩スペースとして利用する姿も見られた。

空間構造				空間要素
現在の空間				
エリア1	エリア2	エリア3	エリア4	
				浜通り
・スベリが多く残る	・水平な揚場+駐車場	・水平な揚場+駐車場	・少ない ・業者による占領	揚場
・浜通り側の開放 ・開いたまま塞がっているものが見られる	・浜通り側の開放 ・海側も開放したものが多く	・海側出入り口が多い(ただし使われていないものが多い) ・浜通り側はほとんどシャッター	・両側とも出入り口が多い ・海側には窓なども多い ・住居化しているものも多い	浜小屋
・RC倉庫間の共有通路	・RC倉庫間の共有通路	・ほとんど見られない	・ほとんど見られない	共有通路
・狭く、通行困難 ・3箇所程度が塞がっている	・狭く、通行困難 ・6箇所程度が塞がっている	・ほとんど見られない	・ほとんど見られない	共有通路
・建物間隙が広く、遊歩や駐車場 ・RC倉庫内は1箇所	・建物間隙が広く、遊歩や駐車場 ・RC倉庫内は2箇所	・狭やかで多い ・通れるところも多い	・狭やかで多い ・見渡せても半端は通れない	隙間
・少ない、立ち入れるものがない	・少ない ・構構が多い	・多く、すべて立ち入り可能 ・外からの立ち入り可能なものが多い	・多く、ほとんど立ち入り可能 ・屋根や壁のあるものが多い ・浜小屋から立ち入り可能なものも多い	突き出し
・屋形船がある	・実際に使用されているものが多い	・屋形船がある ・2番目に船が多い	・飛びぬけて多い ・漁船と台船の数が他エリアの倍	船
・釣りや写生、カメラなど外来者の行動が割合多く見られる ・船の上での屋形船の作業が見られる	・共有通路での行動が目立つ ・会話や海を眺める行動が目立つ	・漁も活発な行動 ・突き出しでの行動が目立つ ・会話や海を眺める行動が目立つ	・漁業者が目立つ ・子供の遊びが目立つ	利用形態
				占有領域 概念図

図12 エリア別空間・行動分析のまとめ

6-2 要素間つながりパターン別行動事例分析(図13)

各エリアを特徴づける空間要素間のつながり方に着目して典型的なパターンを提示し、観測された具体的な行動とともにそれぞれ分析する。

エリア1・2に見られる飛び地型は、単独で存在する浜小屋・台船などでは不足する空間を母屋で補完しているもので、台船での植木の世話、台船での屋形船の準備作業などが見られ、浜と母屋を行き来する行動を伴う。

エリア3にみられる突き出し拠点型は、隙間などの外部からのみアクセス可能な突き出しを空間の中心に台船が常時接続している。突き出しの入り口や隙間に扉をもち施錠できるものもあるが開いているものも多く、知人ならば訪ねることができる。隙間から突き出しに立ち寄りながら人を訪ね歩く、浜通りをうろうろする、突き出しで長時間会話をするなど、漁業者を中心にその知人による行動も多く、こうした新たなコミュニティの受け皿となっていると考えられる。

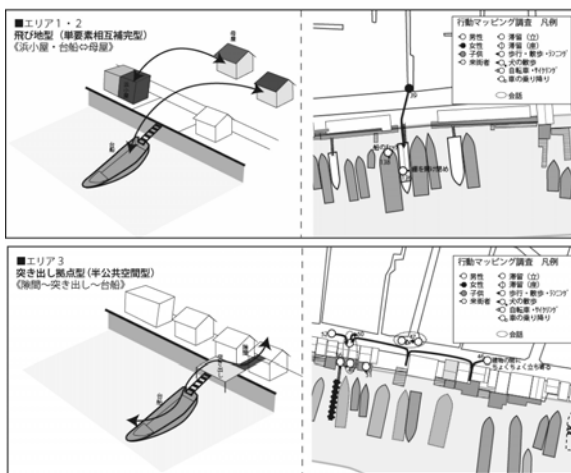


図13 要素間つながりパターン別分析 2パターン例

第7章 所有関係に着目した空間利用規範の分析

7-1 エリア別空間・行動分析

沿岸部の空間の細やかな発達がいかにして可能だったのかを知るため、土地・建物・船など空間の所有関係に着目し、いくつかの個別整備の事例より分析を行った。

- 事例E：親戚の浜小屋の前へ突き出し・台船整備

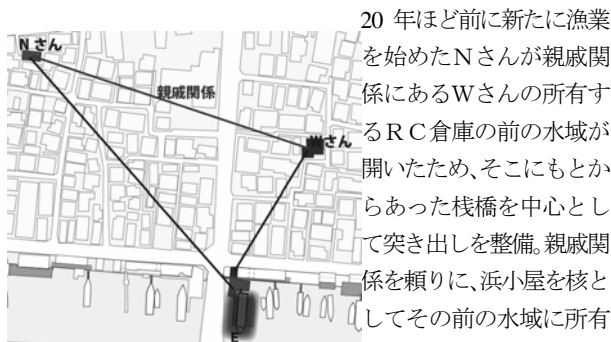


図14 事例E

を拡大していった例と言える。

●事例J：漁業仲間の船の横に台船整備

Tさんは新たに漁業を始める際、Tさんの本来使うべき母屋の前の水域が転業後他人に占領されていたため使えなかったため、漁業仲間のSさんが、自分の保有する突き出し・台船の横に泊めるように薦めた。東西の境を越えて、漁業仲間という新たな個人的つながりによって、船の横の水域に所有を伸ばしていった例と言える。



図15 事例J

第8章 結章

8-1 各章の小結

●第3章

漁場の埋立に対する補償によって現在の沿岸部の空間の基礎ができたことでそこに船を均等に並べるようになり→土地が払い下げられたことで自分たちで浜小屋を建てていき→東西両漁協により沿岸部の土地が全組合員に均等に配分され→転業後は新たな漁業者個人により突き出しや台船といった空間が整備されたという変遷過程から、公共性の高い均一的な整備と住民自らによる個人的な整備の折り重なりにより沿岸部が形成されたと言える。

●第4章

7つの空間構成要素はそれぞれ、漁業空間として整備された当初より形状が変化してきており、同じ空間要素でも場所によって設えなどに細やかな差異が見られる。この差異を重ね合わせるとおよそ4つのエリアに分けられる。

●第5章

転業前は漁業という地区住民に共通する生業の中で各空間要素の利用はつながりをもっていたが、転業後は漁業の機能から離れ、①本来の機能を保持したり②場の読み替えを行ったり③新たな利用を付加するなどして使われ続けられているもの、各空間要素を単体で利用している（文節化）など、空間の変化とともにその利用にも変化が起きた。

●第6章

水辺空間の開放度(入りやすさ)や、行動の主体などに着目してみると、エリアごとに場の公共性の度合いの分布の違いが見えてきた。さらにつながりパターン別事例分析からは、水辺空間が①完全に個人が所有する空間と②多少変化はしているものの地域の人々の戸外生活の場として中規模の公共空間としての性格を保持する空間、さらには③新たな漁師どうしの新たなコミュニティを醸造する空間ともなっていた。

●第7章

水辺において必要により個人の所有を広げる場合、①元漁師が既に与えられ過去に使用していた空間（浜小屋とその前の船着場）には基本的な所有権を有することを前提とし、②過去に船を置いていた場所の周辺、浜小屋の前、船の横などにはその領域を広げてよいという、一定の暗黙のルール（規範）が存在していることが分かった。またこうした規範は、血縁・親戚関係を基盤としながらも、個人的な新しい漁業仲間など必ずしも地縁に縛られない関係によってその権利を広げていることも分かった。

8-2 子安浜の評価と 8-3子安浜から得られる知見

子安浜の水辺の魅力は、転業により本来ならば分節化して水辺とのつながりを失う空間を、新たな漁業者が生業の場として自ら整備して使い続けることができ、さらにこうした場が新たな共同体を生んだことにある。これを可能にしたのは、①所有関係の曖昧な水域が余地として柔軟性をもっていたこと、②この余地を円滑に使うための共同体の中で共有される規範が存在していたこと、③しかしこの余地がただ「みんなの場所」ではなく、公による均一的な整備の際に、浜小屋のように各人に均等に所有のはっきりした領域が与えられ、これを核として個人の所有と整備を広げることができたことにあると言えるのではないだろうか。

8-4 都市への提案

前述のような考え方は、路地と似ている。家の機能を補充する余地として、必要に応じてご近所さんの迷惑にならない程度で家の前まで領域を拡張して靴を干したり、洗い物をしたりすることで、豊かな活動が生まれていた。これは水辺一般の整備や、道路のオープンカフェなどの賑わいを生むにも応用できるのではないだろうか。店舗のように明確なテリトリーが決められた場と、天気によって危険でない範囲で少しはみだせる余地があることで、客層に応じた柔軟な経営ができるだけでなく、変化に富んだ賑わいを創出できるだろう。

<補注>

¹中江正人、横内憲久、桜井慎一、風見見衣、太田文野、平尺靖聡（1993）「水域の占用許可の考え方：水域の占用を伴うウォーターフロント開発の法制度に関する研究（その2）」『日本大学理工学部学術演習論文集』pp.527-528 など

²菅雅幸（1988）「大都市に近接した漁業地区の特性 - 首都圏および近畿圏における事例的研究 -」『日本建築学会計画系論文報告集』pp. 64-75

³岡田威海（1974）「漁業集落の外部空間について（千葉浦安の道庭）：住居群の集合形態に関する研究・2」『日本建築学会大会学術演習概集』pp. 1511-1512

⁴松本 州子、大月 敏雄、安武 敦子、相澤 武雄（2003）「都市型漁業集落の形成に関する研究： 横浜市子安浜調査 その1(地域特性と住宅(Ⅰ)、建築計画Ⅱ)」『日本建築学会大会学術演習概集』pp. 73-74 など

⁵武田尚子、(2006)「都市の構造転換とコミュニティの変容に関する実証的研究：京浜地区臨海部の変容 2-3 京浜地区臨海部の開発と漁業者」15～17 年度科学研究費補助金研究成果報告書（研究代表者：玉野和志、基盤研究C 課題番号15330101）：pp. 43-57

⁶毎日新聞 1997年9月15日、横浜市環境基本計画進捗状況点検調査（「構成事業」）より

⁷生きてきた子安浜

⁸かながわ物語 海・緑・街・人